

## 在職年数をもとに上級の免許状を取得する方法（別表第6の2）

### （1）二種免許状から一種免許状に上進する場合

栄養教諭二種免許状を取得した後、栄養教諭として良好な成績で勤務した在職年数	3	4	5	6	7	8	9
栄養教諭二種免許状を取得した後、大学、免許法認定講習等において、修得を必要とする総最低修得単位数	40	35	30	25	20	15	10

管理栄養士学校指定規則別表一に掲げる教育内容に係る科目（各科目の中から1科目以上修得すること）		32	28	24	20	16	12	7
栄養に係る教育に関する科目※	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項							
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項	2	2	2	2	1	1	1
	食生活に関する歴史的及び文化的事項							
	食に関する指導の方法に関する事項							
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	6	5	4	3	3	2	2
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2単位以上			1単位以上			
		2単位以上			1単位以上			

〔施行規則第17条の2〕

◇ 栄養に係る教育に関する科目は、4つの事項を含んで修得すること。

◇ 次の基礎資格を有する場合

基礎資格	在職年数	最低修得単位数
栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けている者(別表第6の2備考)	3年未満	8

◇ 「栄養に係る教育に関する科目」2単位以上、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」6単位以上（「教育の基礎的理解に関する科目」2単位以上、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」2単位以上を含む。）を含めて8単位以上修得すること。

〔別表第6の2備考、施行規則第17条の2第2項〕

(2) 一種免許状から専修免許状に上進する場合

栄養教諭一種免許状取得後，栄養教諭として良好な成績で勤務した在職年数	3
栄養教諭一種免許状取得後，大学院等において修得を必要とする最低修得単位数	15 ※1

※1 大学院又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程で、「大学が独自に設定する科目」について修得すること。

〔別表第3備考第4号〕

◇ 在職年数には，休職，長期間にわたる休業及び休暇等の期間は含まない。

〔施行規則第70条〕